

## 宇部市認知症高齢者家族等支援事業機器購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症による徘徊のおそれがある高齢者等の安全を確保し、並びに当該高齢者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、当該家族等が位置情報サービスを利用しようとする場合の費用に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 位置情報サービス：家族等からの求めに応じて、GPS（人工衛星を利用し、測位するシステムをいう。）により、認知症高齢者が携帯する見守り支援機器の位置情報を提供するサービスをいう。
- (2) 見守り支援機器：GPSにより、位置情報を定期的に発信する携帯型の端末で、市長が認めたものをいう。

### (見守り支援機器の利用者)

第3条 補助金の交付対象となる見守り支援機器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、宇部市の住民基本台帳に記載されている認知症による徘徊のおそれがある在宅の高齢者等で、「地域であんぜん見守り愛ネット」に利用登録があり、かつ、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項規定の要介護認定を受けている、またはその見込みがある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- (1) 医療機関に入院している者
- (2) 次に掲げる施設又は住宅に入所等をしている者
  - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
  - イ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
  - ウ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
  - エ 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
  - オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設
  - カ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
  - キ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
  - ク 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
  - ケ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
  - コ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - サ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
  - シ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設に入所している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

#### **（補助対象者）**

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 利用者となる者
- (2) 利用者となる者を現に介護等している市内に居住する家族
- (3) その他市長が必要と認める者

#### **（補助対象費用）**

第5条 補助金の対象となる費用は、見守り支援機器（付属機器を含む。）の購入及び貸借等に係る次に掲げる初期費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、これ以降の月々の利用に係る費用は対象としない。

- (1) 契約時に必要とする、加入、登録等の手数料（契約事務手数料を含む。）
  - (2) 端末機本体の購入費用又は初回使用に係る賃借費用
  - (3) 端末機に使用する電池、充電器等付属機器に係る費用
  - (4) 初回基本料金
  - (5) その他必要と認められる費用
- 2 第7条第2項の規定による補助金の交付決定以前の購入及び貸借等に係る費用については、補助金の対象としない。

#### **（補助金の額等）**

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、二万円を上限額（百円未満の端数が生じたときは当該端数を切捨てる。）とする。

- 2 補助金の交付は、当該利用者一人につき1回を限度とする。ただし、前回交付から2年を経過している場合はこの限りではない。

#### **（交付申請及び交付決定）**

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、宇部市認知症高齢者家族等支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。市長は、申請書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、交付の決定をするときは宇部市認知症高齢者家族等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により、不交付の決定をするときは宇部市認知症高齢者家族等支援事業補助金交付申請不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第8条 第7条第2項の規定による通知を受けた者は、「宇部市認知症高齢者家族等支援事業補助金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)に以下の書類等を沿えて、交付決定の日の翌日から起算して3箇月を経過する日又は交付決定の日の属する年度末のいずれか早い日まで市長に提出するものとする。

- (1) 見守り支援機器の利用に関する契約書等の写し
- (2) 補助金の対象となる費用の領収書又は支払った事が明らかになるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市認知症高齢者家族等支援事業機器購入費補助金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するとともに、申請者に当該請求額を交付するものとする。

### (交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第7条第2項の規定により補助金の交付決定の対象となった利用者又は申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、宇部市認知症高齢者家族等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、宇部市認知症高齢者家族等支援事業補助金返還命令書(様式第7号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前各項の規定は、第9条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。